

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

# 関西労災職業病 No.35

関西労働者安全センター

1977.3.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 大阪地盤にませなかつた労働者  
—一般労働者のストライキ問題—
- はつと保健指導が出来ない会社
- ニュース(南端から) 10
- 報告 その1 ■全九州労働者討論集会第2分科会「労災職業病との闘い」から  
——北部九州労働者安全センター事務局—— 13→14
- その2 ■自分達の健康は自分達で守る全国交流集会に参加して  
——南大阪労働者診療所 松浦良和—— 15
- 寄稿 昭和電極職業病闘争の経験を通して [連載 その2]  
合化労連昭和電極労組 井上広三郎 16→19
- 闘いの中から 更正法下、大胆な権利闘争で成果を獲得  
全金大阪亜鉛支部 20→22

# た労働省（3・9労働省交渉）

## らない”と本音をハグロ

### 軒場の斗いだ

## 反撃の炎は全国へ

## 追いつめられ 混乱する労働省

近年の不況下で、自民党政権は下から盛上る労働者大衆の斗争を封じるために反動的労働力政策を打ち出している。雇用保険法の制定をはじめとする「雇用政策」もその一つである。また、元労働省労働基準局長の藤繩がその労働者対策の経験をためめて内閣官房事務次官に異例の抜擢をされたことを見ても、政府・独占資本が労働者大衆の斗争をいかに恐れているかがわかる。

「被災者のために」という美名の下にあらわれた労災保険法改案も、我々が「被災者の首切り」で労災斗争の火種を消そうとする法案であると見抜いたように反動的労働力政策の一環である。そして、この一年の斗いは今では全国各地に広がり、労働省を追い詰め、終に「5年後・6年後に職場復帰できる者も首を切る」と本音を言めどろもどろの労働省官僚に業を煮やした労働大臣に「ケイ腕は傷病年金」「首切の対象にならない」と

今年の1月10日に大阪労基局でと、た5項目確認は、今回の改案が改悪である事を天下に知らしめた全国各地の仲間にも大きな勇気を与えた。前号で報告した、東京・神奈川・京都・大阪・兵庫・福岡ばかりでなくムチ打ち症連・全国職業病連絡協なども5項目確認を踏み台に独自の斗いに取り組んでいる。

そして、去る3月9日には東京の阻止実行委と共に150名で労働省に攻めのぼり、労働省をして、「補償額のダウン」に對しては要求をのむし、「首切は譲れない」と本音を吐きせた。更に翌々日の国会予算委員会では、土井たな子議員を通じて「ケイ腕・腰痛・ムチ打ち等、将来職場復帰可能な者まで首切の対象になる」そつだび、これまで付帯決議違反だと攻め、しで

# 大衆はたまえなかつ “被災者首切は議論 被災者を守るのは

## 政府を監視する権利を

明言させた。この発言で労働省内は大混乱におちいり、施行を目前にした今日でも政省令が定まらず「4月時点での切替は無理」（東京府基局談）など状態にある。

審議会から国会通過までは官僚答弁でごまかし得た労働省も労働者大衆の斗いをごまかす事はできない。我々がいち早く「改悪だ」と見抜けたのも、これまでの労災斗争で、「労働者の力で行政に言う通りにさせる」斗いを続け、認定後も「治療も斗いだ」のスローガンのもと被災労働者を先頭に斗ってきた蓄積があるからである。国会通過後といふ出遅れの苦しい斗いにかひめらす、本音を暴露し、混乱におとしめるまで追いこんだのもその力である。

## 反動性を見抜く力は 労働者大衆の斗い

二の斗いに我々は学ばなければならぬ。労災法の斗いが出来たのは、まだまだ我々が法律案を作られ様とする動きに対し鈍感にならぬ。政府・独占資本が積極的に反動的労働力政策をおし進めようとする時代にあって、会社の経営者の動きばかりではなく、政府・独占資本の動きも監視できし様に我々はもっと成長しなければならない。

被災労働者の首切を許さない斗いはこれならである。確かにこの一年の斗いで首切対象者のワクを始めたのは事実だが、従来より拡大したのも事実だ。だから更に行政を追ひこむ事と併せ、資本への斗いは一層重要になった。被災者は一層の奮斗が必要だ。スト権確立で被災者の首切と併せ、資本への

一方、昨年末じん肺審議会にじん肺法改悪案が労働省から出され

# とばせ 改悪、労災保険法

加し、以後の共同斗争につき確認した。

## 2月 労働省交渉

2月3日、阻止実行委員約20名の労働者は労働省交渉を行つた。本省側は、益田労災管理課長、藤村同補佐、小池労災補償課長等が参加した。交渉では

労災保険法改悪に反対する斗  
いは、今や最終段階を迎えてい  
る。3月9日に東京の改悪阻止  
実行委・奥西労働者安全セント  
ーの共同斗争として労働省交渉  
を行つたのをはじめ、各地の労  
基局、署斗争、また国会における

革新議員の政府追及など多彩  
な斗いによつて、政府一労働行  
政を追いつめていゝ。あと一步  
の斗いが改悪のねらいを骨抜き  
にする局面にきこりるのである。  
今回は主に東京における斗いの  
経過についての報告である。

東京

## 連続の斗争で 労働行政を追いこむ

一月十日の大阪労基局の五項

2月7日の東京労基局交渉、偶

の四点につき確認した。

(4) 長期傷病給付の人々が傷病補  
償年金へ移行するために、診  
断書添付資料は必要である。

日実行委は全石油  
油シェル石油本  
社支部で会議を行  
い、2月3日  
の労働省交渉、偶

目の確認以後、東京の労災保険  
法改悪阻止実行委員会は、それ  
と同様の内容の要請を東京労基  
局と労働省に提出した。2月2

同7日、阻止実は約40名の労

## 2月 東京労基局へ

労働者が参加して東京労基局と交渉し、五項目の要求を行つた。

(内 容は大阪労基局に安全セ

ターが提出したものとほぼ同様はじめ、労基局は労働者の要請に抵抗を示したが、激しい労働者の追及にあり、ついに大阪労基局と同じ内容の確認をするに至つた。

京 東

# 労働省文渉貫徹

は社会党片山甚一参議員の協力を得てロックアウトを解除させた。そして全員が労働省の建物に入り、怒りにもえた仲間は一

三月九日、関西労働者安全センターは、関東の労災保険法改正阻止実行委を中心とする仲間一三〇名の支援をうけ、約一五〇名で労働省との斗争をうち抜いた。

労働省は最初一二〇名で二時間程度レとの制限を找々に言いつれていていたが、当日一方的にロックアウトを行い、参加した労働者を拒んだ。安全センター

2月14日、阻止実行委は神奈川労基局との斗いを展開し、東京労基局の五項目確認とほぼ同様の内容につき同意させた。

2月14日、阻止実行委は神奈

川労基局との斗いを展開し、東雇中であつて、解雇の有効を争つてゐる場合や、労働者の自主管理が行われてゐる場合にも立替払いができることになつてゐる。仮支払制度は現在考えていいない。

(3) 傷病補償年金について

① 傷病補償年金制度には解雇制限をつけるわけにはいかない

② ケイワンドモ3年を経過し、リハビリ勤務できな状態の人、及び1年6ヶ月を経過して6ヶ月以上毎日休業している人は年金に該当する

③ 通勤できる状態の人は年金に移行しない

④ 国会の付満決議は労働省なりに解釈させてもらつた。

労働省はたて前上は「こんどはの低下を防ぐため、大阪労基の改正では、年金受給者の権利を拡大するために傷病年金を設

2月14日、神奈川局でも  
同様の確認

制導入する。またこの経過措置は当分の間となつてゐるが半永久的に行う

(2) 未払賃金立替払制度は、昨年6月30日発の通達ですぐに「解雇中であつて、解雇の有効を争つてゐる場合や、労働者の自主管理が行われてゐる場合にも立替払いができることになつてゐる。仮支払制度は現在考えていいない。

けた」と言いながら、本音である「被災者の首切りをするための改正」であったことを隠し続けってきた。しかし被災者を先頭にした具体的な追及の中では、血も涙もない官僚どもはついに本音をはいた。我々は改めて傷病年金の「治つていられない被災者が治る可能性をもつたまま年金施行され、首切りされる」という制度の本質について理解したのである。

## 3/10 神奈川局を更に追及

伊不能」とは、障害等級一から三級と同程度の状態であるとの考え方などにつき確認した。

## 3/11 東京労基局 年金の内容で追及

続いて11日には東京労基局との交渉を行い、傷病年金制度について「常に労務に服することができない」とは何であるかについてきびしい追及が行われた。その結果、(1)日常生活に支障をきたさない状態では年金対象に入らない(2)右手が動かなくても左手が動けば年金がない(3)は年金の対象外である等の点

3月25日阻止実行委は、トータルユニオン労組の未払賃金の立替払いについて東京労基局と交渉を行った。昨年6月に出された基賃券4号(通達)で争議中の未払賃金も支払われる事になつているが、「退職」の要件が不明確なためつかつに受け取れないのが現状である。交渉の焦点もその点に集中し、その結果、東京労基局は立替払いの要件から退職解雇をばすすよう労働省に上申することを確認した。

## 3/25 東京労基局 未払賃金立替払い追及

について確認した。

## あわてる労働省

## 衆院予算委員会で 土井たか子代(社会)が追及

阻止実行委では翌3月10日、神奈川労基局と更に交渉を行つた。前日の本省交渉で労働省が「ケイワクでも年金に入る」とか「国会の附満決議は私たち労働省」が適当に解釈したこと発言した後であるだけに、労働者の労基局に対する追及は一段とさびしく行われた。当日の交渉では、傷病年金制度について労

3月11日、国会の衆院予算委員会や二分科会で、社会党土井たか子氏は、3月9日の労働省

交渉で「ケイワンも傷病年金に入れる」という労働省の発言を重視し、政府を追及した。

はじめ桑原政府委員へ労基局長へは「年金に該当する」との発言をくり返したが、国会の附帯決議の内容や、また、傷病年金が三級の認定基準（政府案）の「常に労務に服することができない」という考え方の内容について鋭い追及が行われ、労働省はその返答に苦しんだ。

石田労働大臣はこうした官僚の矛盾に満ちた答弁にイライラしたのか、「私は素人だがケイワンは年金の対象にならない」と発言した。土井氏はここぞとばかり「そのことを確認したので質問を終ります」とまとめた。

## 衆院社労委では 大橋氏（公明）が質問

3月23日、公明党の大橋敏雄衆院議員は、衆院社労委員会において、労災保険法の改悪（傷

病年金制度の問題について、約40分にわたって質問を行つた。この追及の中でも以下のことが確認された。

(1) 治る見込みのある人（ケイワン・腰痛・ムチ打等の恵業病被災者）は特別の例を除いては年金の対象としない

(2) 段階的就労については今後行政指導を強化し、職場復帰をさせることとする

(3) 傷病年金は今までの長期傷病補償とかわらない。今まで休業補償をうけている人はこれからもそれを継けられるようになる。

# 東関 防止実が決起集会 恵業からもり上る 労災法改悪に反対する斗い ス労臨時大会で 反対決議

2月16日 防止実行委は全関東的規模で労災法改悪、糾弾の決起集会を開催した。参加した全石油ス労、シエル労組、ゼネ石油労組、北部共闘、全国一般労働組部支部、三菱石油から恵業病をなくすため共に斗う会など、阻止実の構成団体から力強い斗いの報告が行われた。

エッソ石油資本は労災保険法の改悪にかこつけて、労組に対し協約の改訂を申し入れてきた。これは傷病年金に該当する被災労働者を解雇するという内容のもので、明らかに斗うエッソ本社支部へス労への攻撃である。これに対しスタンダード労組は臨時全国大会において、会社に

対して抗議の斗いに起らるるこ  
と、そして同時に、改悪労災保  
険法に対する反対決議を行い、  
阻止斗争への取組み強化を決定  
した。

## 全国一般南部支部も

### 大会で反対声明

二月二七日、全国一般南部支  
部は組合大会を開催した。これ

まで同支部では、労災恵業病対  
策連絡会議を中心に力テナ分会  
日本データセンター分会の頑固  
腕斗争など多くの恵業病斗争に  
とり組んでいたが、大会では、  
労災保険法改悪糾弾と労災被災  
者の完全補償を要求する斗いの  
声明を大会決議として採択した。

又同支部では恵村連を中心によ  
して、3月22日に各分会の恵業  
病斗争を斗う労働者を集めて學  
習会が行われた。

## 3月9日 関東・関西の 労働者が交流会

3月9日夜、労働省交歩の終  
ア後、関西労働者安全センター  
に結集した労働者と関東地域の  
労働者約40名が参加して交流会  
を行つた。そして交流会では関  
東、関西の地域をこえて、労災

改正についての経過報告、「労  
災保険法のア史」についての講  
演がそれぞれ行われた。  
肺にについての講演、「じん肺法  
改正についての経過報告、「労  
災保険法のア史」についての講  
演がそれぞれ行われた。

## 千代田区春斗共斗森が 労働大臣に要請書

東京千代田区春斗共斗森は3  
月28日、労働大臣に対し以下の  
ような要請を行つた。

東京千代田区春斗共斗森は3  
月28日、労働大臣に対し以下の  
ような要請を行つた。

東京千代田区春斗共斗森は3  
月28日、労働大臣に対し以下の  
ような要請を行つた。

に断固反対する。4月1日施行  
に向け、現在準備されていいる省  
令に次のことを明文化するよう  
強く要請する。

(1) 年金は治る見込みのない者に  
対して適用されるものである  
こと。(2) ケイワン、ムチウチ、腰痛  
CO患者は年金に移行しない

東京

へ要請書

(3) 治る見込みのある者で、恵場復帰する意志のある者は年金に移行しない

以上  
部委員長  
全石油シエル労働組合本社支  
柳沢芳博

部委員長

津田  
真人

千代田区春斗共斗委員会議長

インフレ、物価高騰を止めさせ、国民生活を守る年代

田区連絡会議幹事

深見勇

被者労働者の解雇攻撃には  
全国でトライキが主つて

東京

全石油スタンダード・ヴァヤキ  
ユーム石油労組（スガ）は五年  
前から四アルキル鉛中毒斗争  
頸肩腕症候群斗争を行い、企業  
(エッソ・モービル)責任追及  
を斗つてゐた。今回の労災法改  
悪につれては、現在2時間のリ  
ハビリ勤務中のケイワン患者の

長谷川ユキさんを中心<sup>に</sup>に組織化され、改悪阻止の斗争に立ち上った。本年2月末の臨時全国大会で「労災法改悪反対」を決議し、同時のケイウン患者の長谷川さんの首切りをさせないために全国ストをうつことを満場一致で

決定した。3月末にはそのスト  
権投票が終り、おそらく高率で  
確立されることであろう。  
労災法改悪といつた攻撃のお  
かげで、恩者を中心とした斗争  
が「ストライキ」まで押しあげ  
ることができた。この力を首切り  
に阻止、企業責任追及・すべて  
の労災臥業病斗争の勝利に向け  
る展望をつくることができた。  
我々は労災臥業病との斗争を  
不當解雇撤回・刑事弾圧粉碎・  
御用2組解体・エツソ・モージ  
ルの組合弾圧粉碎の斗争と結合  
して斗い抜いていく決意である。

支樞先

全石油スタンダード・ヴァキ  
ユーム石油労働組合

東京都港区赤坂五一三一三

四庫全書

# 前線紹介

滋賀

## 大津で久々に監督署斗争

腰痛認定迫る

ナフ・びゆ二学園労組

去る3月  
18日、ナフ  
19日、びゆ二学園

労組は大津  
監督署と2回目  
の交渉を行つた。

学園給食室  
で腰痛にな  
った2名の労  
働者の認定を迫つた。

この2名は同監  
督署で昨年12月  
に業務外となり  
不履査に出した  
所。

新しい腰痛の通  
達が出たからと署へ  
差しもどしになつた珍  
しいケースである。

従来オ2びゆ二学園  
では病害労働者に腰痛  
が多発し、園内でリハ

ビリ体制を確立して斗  
つてきている。が、認  
定については「出せば  
通る」状態だつたので  
放置していたところ、  
一給労働者は別れと  
業務外にされたのであ  
る。

そこで「認定がどれ  
なつたらハビリ体  
制もしんどくなる」と  
ある」と署長に言わし

労働者の認定を迫つた。  
この2名は同監督署で  
昨年12月に業務外と  
なり不履査に出した  
所。

今年の12月に業務外と  
なり不履査に出した  
所。

新規腰痛の通  
達が出たからと署へ  
差しもどしになつた珍  
しいケースである。

従来オ2びゆ二学園  
では病害労働者に腰痛  
が多発し、園内でリハ

取組を開始  
した。ナフ行  
政は労働者  
の力で、労  
働者の方を  
向させなけ  
ればダメ」という安全

センターのアドバイス  
もあり、監督署斗争を  
開始した。前回は人数も少なく  
軽くあしらわれたが、  
今回は本人も含めて職  
場の仲間が多数参加し、  
「学園の給食室は腰痛  
の発生する様な職場で  
ある」と署長に言わし

また、滋賀県下で監  
督署斗争が行なわれるの  
は全金三豊・国労保線  
所分会の斗争以来人々  
の事である。まだまだ  
資本側の姿勢をもって  
いる県下の労働行政を  
変えていく力になるだ  
う。

行いました。

学生は、現場の労働  
者と初めて話し、今まで  
の労働運動を知ること  
ができる、非常に有意義  
でした。反公害運動に  
関心を持つ学生は、「労働

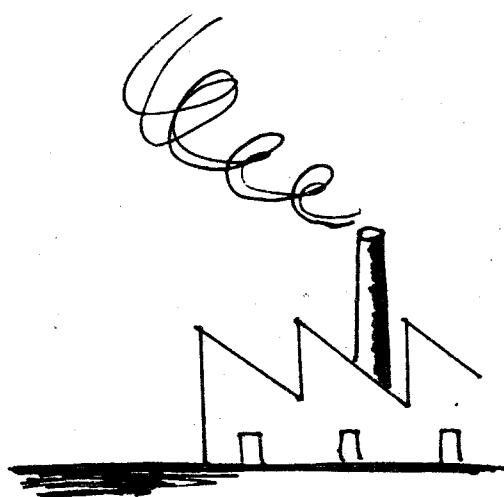
京都

## 京大・大阪労働者と交流

去る3月11・12日、  
大阪の全金・全港湾の  
労働者とが、交流会を

京大の学生10人と、南  
労働者とが、交流会を

組合はダメだと言つた。労働者がこんなにがんばつていると知らなかつた。と語りました。又、自分で親が中小企業に勤めている学生は、中企業の労働者が斗うことができるので驚いた。協和機工の労働者が一人にならぬばつていても、2年以上も組織の力、地域の仲



間の力とはすごいものだ」と感心しました。でも、と話したかった。という声もありました。以上の様な感想を持ち、今回は初めてだけでしたので、ただ話を聞くだけではなつたが、もう一度行くとしたら、我々学生に何ができるかが向やれるだらう。と

## 大阪

# 植田マンナン労災斗争の団結宿行

## ・大阪地域合同植田マンナン分会

去る3月20・21日の兩日にわたって、植田マンナンの斗争を今まで支えてきた人々が運動の中、闘争を朝して合宿を行った。阪大鴻池寮の会場には、植田マンナン分会をはじめ、訴訟を支援する会、地域合同労組の他の分会などから約30名が結集し、終日熱い話が繰り広げられました。

現在、斗争は裁判を軸にして、対植田直接斗争、労働行政との斗争が、植約して解散した。この具体的に斗い解決して出され、今後の奪回をめに悩むより、一つ一つ今後残された問題も多々ことには事実である。しかし、一つ頭であれこ

れていなさいことなど、政との斗争も、敵の引延し策を十分突破しきどを要求しての労働行動田元従業員の健診など、生活一時金要求などの直接斗争が停滞していくことになりました。

阪南大

# 看護婦・患者の犠牲の上に成り立つ医療体制粉碎!

「スト体制で長期斗争を堅持!」

・全港湾沿岸南支部大船支局員保険病院会員

阪船員保険病院分会では、去る2月3日以来、はたして不可避である。現在

2-1-8体制ができる人、員補充計画をまず立てて斗つており、地域の仲間の連日の昼夜抗議行動に支えられながら長期斗争を堅持して斗つている。又、衛生

面でも汚物・排液処理要請し、名実とも労働者・人民の立場に立った病院にしていくために頑張っている。

阪南大

# 脳血栓の歎火を獲得

・全金港合同大同工業支部・

①金もうけ主義の医療  
②患者・職員不在の病院管理  
③医療の質的向上  
④人員不足を根本から解消せよ  
⑤3-1-7体制を樹立  
⑥2-1-8体制を早急に確立せよ、といふ6つのスローガンを年次に厚生省は、昭和53年までに全国全病棟なみで争を継続していの8割以上で夜勤にする。(註)ここで2-1-8体制とは一病棟で2人体制と夜間勤務を月8日までとせよ、といふ事)

とすると、看護婦は2-1-15又16といふ異常な人員不足の中組合としては、当面

全金港合同支部の同工業支部で委員長をしていた山岡さんは、昭和50年の12日に脳卒中をおこし、自宅から病院に運ばれる際に死んだ。全金港合同支部は、安全センターと共に職場調査を行い、7この死災害は労災だ」と定めた。

出しており、病院当局は通達さえ無視してきたのである。組合としては、当面

被従者同盟には様々  
な問題がもちこまれま  
す。今年1月から取り  
組み始めた20才の青年  
（N君）の一件は、昨

とを謝罪させると共に  
N君のケガを労災として扱うよう指導していくことを約束させました

～  
日勞基號

## --- 次々成果を獲得

## ・大阪府被災労働者同盟・

災認定の  
方は、3月17

日付であります。今まで放つておいた会社に対し、責任をとらせて責任をとらせるため、会社との交渉もひき続いて行なっていこうとも予定しています。

と言ひゆる始末。  
そこで、被災者同盟は阿倍野と3回の交渉を  
労働行政を職務者として、被災して不手際があ

阪  
法の改悪をひ  
え・同盟にひ  
4月に実現  
もちこまれる問題も増  
々多くなってきます。ば  
府内の労基署に毎日毎  
日足を運んでびんば  
ていきまます。

切斷して以来  
会社からは一切  
給料が支払われ  
ていはないといふ  
ひどいものでし  
た。更には、本  
人が阿倍野労基  
署に相談にいく  
と「労災保険に  
入っていないか  
ら会社と示談の  
話をしてなさい

被従者同盟には様々  
な問題がもちこまれま  
す。今年1月から取り  
組み始めた20才の青年  
（N君）の一件は、昨

とを謝罪させると共に  
N君のケガを労災として扱うよう指導していく  
ことを約束させました。

大分

大分でも脳卒中認定

## 不服審査で空破!!

卷之三

支那洪水分会

全港湾建設支部治水  
工業分会は大分工場で  
仕事中に脳卒中で息を

一胞卒中が発災にな  
なにて聞いた事がなか  
つたしと大分監督署長

引きた小野さんの  
労災認定斗争にとり組

はのうのうと言ひ、調査もせずに業務外とし

人でござた久、乙年余の  
ぬはり強い斗争で（既  
報）ついに認定をなち

に二の様な大分にあ  
ても監督署の判断をく  
つびえし労災認定を勝

と  
大阪では最近大衆争によつて数例の脳卒中認定をとつてゐるが

「見えば道は開ける」

文  
阪

大分勞仇基準局糾彈

近畿西陣の記録

1部 300 円

年安全センターで取扱い中

告

# 全九州労働者討論集会 オフ分科会「労災職業病との斗争」

報

その1

## ▼ 北部九州労働者安全センター事務局▲

二の討論集会は1月15・16日  
関西で開かれた全国労働者討論  
集会の成果を踏まえ、福岡市で  
開催されたものだが、「資本主  
義と対決する」という副題をあ  
えてつけたを得ない程、日本  
の労働運動全体が資本にならめ  
とられている状況への反撃をめ  
ざして設定された。

2年前から戦斗的労働運動を  
めざす労働者の全九州レベルの  
交流集会が3回程持続していた  
が、今回の集会はより広範な労  
働者を結集して、内容的にもこ  
れまでの交流集会が全体集会だ  
けでなく、に比べ、6つの分  
科会討論が行える程充実した集  
会であった。  
労災職業病分科会へは、約40

名の労働者が参加したが、労災  
職業病斗争を斗つてい3部分の  
初めての顔合わせということも  
あり、斗争報告を中心とした分  
科会運営となつた。

## 新日鉄ハ幡での斗争

新日鉄ハ幡における職業病斗  
争について、コーケス工場の職  
業病への取組みと、公害病に  
認定された労働者が「病気の真  
の原因は、居住地域による  
に劣悪な環境にある工場にある  
として、工場内の大气汚染を野  
放しにしている労働行政を告発  
している斗争（詳しくは「技術  
と人間」一九七七年二月号を参  
照）の2つが報告された。

## 西鉄バス労働者の斗争

左腕関節痛で手術治療を行つた  
西鉄労働者なら、労災認定に向  
けて数回の労基署交渉を行つて、  
古い両替機を用いた現場調査を  
強く要請しているが、労基署の  
腰が重い、という報告がなされ  
た。

## 長崎大労研 白ろう病認定への取組

長崎大学労職研は結成されて  
日が浅いが、三菱電機下請労働  
者Y氏の白ろう病認定斗争へ取  
り組んでいる現状について報告  
した。

Y氏はクーラー部品の作業中  
に白ろう病に侵され退職、現在  
は入院加療中である。退職時に  
症状を訴えていなかつたこと、  
作業に使用した工具が、振動病

基準に含まれていないう等の不利な点はあるが、白ろう病の典型的な症状があらわれており、全林野が九州規模の支援を約束している点を武器に斗争の発展を図りたい」と述べた。

### 三池C〇の患者の現状

#### と裁判状況について

三池炭じん爆発の企業責任を追及している裁判斗争は、争組が取り組んでいるいわゆるマンモス裁判といわれるものと、家族8人の原告団による少數派裁判の2つがあるが、分科会では少數派裁判の原告団が参加した。

最近C〇の患者へ整体といわれることの死しがふえており、死の原因にびん、脳腫瘍が多いという報告があった。C〇中毒との因果関係については何とも言えないにしても気になる話である。

マンモス裁判よりも早く提訴しながら、裁判の進行は遅れてしまう。

いるが、これは原告の損害立証より企業の不法行為糾弾に重点をおいた法廷戦術をとっていることによるという説明があつた。

### 北九州安全センター

#### 労災保険問題を提起

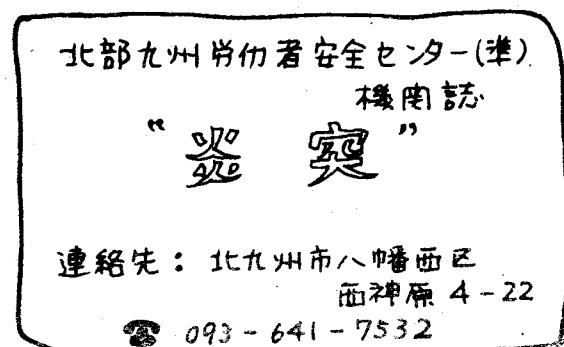
最後に、北部九州労働者安全センター事務局なら、センター結成の趣旨、これまでの活動報告を行い、昨年5月国会を通過した労災保険法の問題点を提起した。

### 全体討論 改悪労災保険糾弾斗争 の取組を確認

全体討論は主として労災保険法改悪糾弾斗争を中心として行かれ、特に北九州・福岡で何らかの共同行動を早急におこす必要性が確認された。(現在北部九州安全センターを軸に、全港湾全石油の労働者が準備が進められている。

限られた時間で討論を深めることによるといふ説明があつた。報文流を媒介にして個別の労災職業病斗争の内容を充分にふまえた上で参加することが望ましい。

全九州労働者討論集会が、来年度も開かれるなど、不確定な要素もあるが、労災職業病斗争の全九州的規模での出会いの場の継続に努力したい。



自分達の健康は自分達で守る

# 全国交流集会に参加して

南大阪労働者診療所 松浦 良和

感銘うけた

## 水野氏(岩井会)の講演

3月20日、東京医歯科大学において、「自分達の健康は自分達で守る」全国交流集会が行われた。これは各地で「はだしの医者」をめざし、針灸や民間療法等医学が実践しているグループが中心になつて呼びかけたもので、関東からは、ベニユーンに学ぶ会、武相健康増進会

自由が丘グループなどの住民を中心としたもので、関東からは、ベニユーンに学ぶ会、武相健康増進会の会や横浜弘斗連などの労働者を中心としたグループの人達が参加した。関西からは、安全センター、労恵研、南大阪労働者は無産者診療所から6名が参加し、その他新潟・長野の農村からの参加もあり、200名余りの人達になりました。

冒頭、岩井会の水野進氏の講演が行われ、戦前の天皇制ファシズムの苛酷な弾圧に屈せず、岩井弼次氏と共に無産者医療運動を一貫して斗い、あらゆる人民解放斗争が弾圧されたあと、昭和16年まで新潟で無産者医療同盟の旗を最後まで守つて斗つてきました経験を生き生きと語られた。この斗いは「無産者の健康は無産者の斗いで守れる」のスローガンが示すように、單なる医療をよくする斗いではなく、人民こそが今後の新たな医療技術を作り出す主人公であると素晴らしい斗いであり、新潟では中国のはだしの医者と同じ思想もあつた。

健康を守るのは

## 人民の力

二北らの報告討論を通じて、現在公害、薬害、有害食品、労災、職業病で人民の健康がどんどん蝕まれているにもかかわらず、医者は何ら有効な手段をもたないばかりか、逆に健康破壊に手をかしている場合で、自分達の健康は政府や医者ではなく、自分達の力で守る以外にないという方向が示された。

又、自分達で病気を治した生きとした経験が多く出され、三生きとした経験が多くの人達をも作り出す主人公であるといふ確信が息づいていた集会でもあつた。

道がんの二名も同地裁判部に提起した。

## 昭和電極 職業病闘争の経験を通して

### (六) 早期労災認定を求める 労働省へ抗議

寄稿

連載その2

合化昭和電極労組 井上広三郎

#### (五) かくされたじん肺 り病者の崛起し

皮ふ障害による自主検診から始まり、肺がん発生を明らかにした職業病斗争から、じん肺り病の疑いのあるものを対象に近畿中央病院で検診を行退職者を含めし実施した。

これまでじん肺症は管理区分一も二は病気のうちではない。まことに肺患者の救済は個人的な問題であるとした一部の考え方があるが、全体的な取り組み方があつて、全体的な取り組みができるなかつたことも事実である。それだけにじん肺症に対する無知識・無関心があつた。

自主検診で明らかになつたことは、受診者の大多数に向うかの症状があつたこと、そして会社が本人に対し、り病通知も行わず、ましてや、管理手帖の交付手続きすらさぼつて退職を強要していたことであつた。

しかし、労基署、労基局は始めてのケースであることを理由に労働省に認定の判断を求めたのである。そこで我々も弁護士を労働省に向け、合化労連本部の指導とカーボンブルーの仲間の抗議参加を含め、波状的に労災認定の救済とあわせ、真の補償は訴訟をもつて企業責任を明瞭化していくべきとの結論を申し入れたところである。

一方、同業種に働く仲間も、昭和電極労組の恐ろしさから、全體が命と健康を守るために、自ら

の職場環境と組合員の被害状況について調査を始めるに至つた。また労働省に対しても、労働基準監視團による業界に働く六社ハ工場の追跡調査を行い、被害の実態を把握し、一層職業病の防止につとめるよう努めた。

## (七) 職業病の告発と 企業の妨害

私業病の発生を労使双方認めた  
ながら、労災同様の治療を怠た  
り、私病扱いにしてきた産業医  
を断り、阪大医師団の協力を得  
て自らの検診を実施した。  
この検診から私業性に起因す  
ることを明確にすると共に、肺  
ガン発生の事実に基き、企業を  
労基署に告発し、今日まで隠さ  
れてきたじん肺・被災者の届出  
文書などを入手すると共に、瘤  
養者に対する一〇〇%の賃金補  
償と、検診費用の負担を求めな  
がら、精査検診を実施させた。  
しかし、会社は「労災扱い」で

## (1) 職業性の実証(一)

損をするのは被災者だけだ」と  
拒み続け、労基局と一体となり  
賃金差別をテコに組合の自主権  
診に妨害を加えこさせた。

その結果、会社側の医師は検  
診者に殆んど異状なしの診断を  
下した。それによつて被災者の  
中には、手術することさえでき  
なくなり、手遅れで命を落すは  
めになつた。その他組合の環境  
測定における散水などの妨害や  
一部恵制による「企業告発は会  
社をつぶすことになる」と吹聴  
し、組織の脱退工作に奔走した。

## (九) 脳業病(じん肺肺ガン)の

退恥者の調査を可能な限りもとめたが、立証の困難さを知らざった。また、裁判官立合いの恥場環境測定は立証の大きな力となつた。しかし、測定に当つては、会社が粉じん恥場へ指示をし散水などの妨害をしてきたもの、抜き打ち調査だけに十分な抵抗もでさず、組合は阪大理学部有志の支援のもと大きな結果を得ることができた。

昭和労組の私業病斗争は、同業他社に働く仲間へ波及し、大きな关心を集めることができた。例えば、カーボン関係に働く組合で「私業病対策会議の結成」をもとに(1)自主施設の実施、(2)医師選択の自由、(3)私場環境の測定、(4)検診項目の統一などを見定、企業に改善を迫る斗争へと発展していった。

(七) 二年間の斗争

## (土)恥業病の斗争が教えるもの

肺がんが私業性であるとして申請し、二年を経過する中で、ようやく電極作業者の肺がんが業務上の疾病であると認定されに至った。

私業病の発生は作業者の扱う物質がどんなものが、組合員の無知、無関心、あきらめの無抵抗がこれを許す要因となつていること、従つて、組合員の私業病に対する斗いの弱さは必然的に自らの健康破壊につながり、最後には私病といふもので暮むられる。

て病状の進行によつては、治療さえ放置して、生活を守るのに専念せねばならぬ立場に遭遇していく。

しかしこの認定は四名中一名のみ認めたもので、全面的に認めめたものではなく、残された者には相当の認定理由が見当うないいと主張しているのである。

同じ肺がんでも業務外とした理由は、恵場が異なる電気修理は高所で作業するので相当のばくろがあつたと考えられるが、機械修理は床面で仕事するのでばく・くろが少い・また、食道がんは前例がないというのが労働省の二年間にわたる検討の結論である。

がため、恵場の悪環境を理由に若年層の定着はなく、新陳代謝のない高年層の恵場と化し、高年者の首切り。さらには老後の生活不安におびえ、ますます無抵抗が健康を害し、生命の危険にさらすといった悪循環をつくりついづた。

ひとたびり病者にでもなれば

もはや職業病の撲滅は第一に  
安全なる職場環境を日常的に維  
持し、そのための点検活動を行  
うこと。次に、職業性の干工業  
は入念に衛生管理者による  
綿密な点検と、病気についた  
時の診断書に基く集約が職業病  
早期発見の、そして防止につな  
がる。

やうに、職業病は長期に潜在しながら発生するたの、本質を知らぬい当該労働者はただちに理解しえない。

昭極労働者は、長時間労働の疲れで知ることも、考へる余裕もない毎日の繰り返しであつたがため、恥場の悪環境を理由に若年層の定着はなく、新陳代謝のない高年層の恥場と化し、高年者の首切り、さらには老後の生活不安に及び、ますます無抵抗が健康を害し、生命の危険にさらすといった悪循環をつくっていった。

ひとりびり病者にでもなれば、その家族は二重の生活を余儀なくされ、其様さといえども、そしの恥をはなれねばならず、そし

組合、弁護士、医者、科学者など  
の総結集がなければ成功しない。  
以上簡潔に、私共の斗うなか  
から学びとつたものを記述した  
が、何うかの参考になれば幸い  
だと思う。

私達も今後多くの斗う教訓を  
求めながら、職業病の原点にも  
とり、その上で私共の職業病裁  
判斗争、労災認定への不服審査  
請求などの勝利まで長期に斗う  
決意である。

以上

## 労災保険法 改悪糾弾

### 闘いは これからだ

改悪労災保険法の問題  
点をわかりやすく説明

1部 100円

関西労働者安全センター編

## 労災保険法施行 政・省令の問題点

\*とくに、傷病補償年金制度新設に伴う  
被災労働者の首切り(解雇)を中心によ

官僚の「本音ごまかし術」が審議委・議会でどのように  
發揮されてこの改悪案が出来たかが 詳しくのっています。

関西労働者安全センター  
労災保険法改悪阻止実行委員会 編

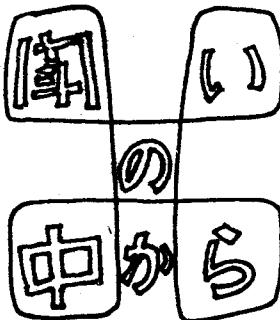
300円

## この痛みを知れ

白ろう患者の訴え

全日本労働組合 編

¥ 1000



# 更生法下 大胆な権利斗争で 成果を獲得する 労災斗争を労働者の意識変革の バネに!!

全金大阪亜鉛支部

**政府・独占・権力の  
侵略体制強化を破る  
斗争の構築を!**

今日、世界資本主義の危機は一層深化し、帝国主義の支配体制崩壊へとつき進んでいるのが現状である。中でもその焦点としての朝鮮半島をめぐる情勢は、日米のアジア侵略体制の強化として切迫化している。最近では米副大統領モンテル来日、2月韓国議員団の来日、日韓閣僚会議、3月福田訪米、日米首脳会談、福田アジア訪問等々の侵略と軍事力の強化が行われ、一方で77春斗前段なら、日経連・JCC・同盟は「経営参加論」や「社会契約論」を打ち出し、5.5%の賃上げ方針を示し、「政府・財界・労組」一体構想を宣伝しながら春斗圧殺攻撃を行っている。そうした労働運動の右傾化、

**反合労災職業病斗争  
官製合理化に対決し、  
で成果を獲得**

権力・資本と真っ向から対決する抵抗斗争をくみ、果敢に斗つて、いろいろ戦斗的地域・労働者が各地で決起している中で労働者階級は職場生産点なら斗う労働者の結束が強まり、全金本山斗争による階級的労働運動が大きくスト権ストにみられた実力斗争が発展している。  
九州の「ひつし原潜阻止に多くの労働組合がストをなまえ、三里塚農民と連帯する「成田空港反対斗争」の動労スト、全金全港湾の反合首切り徹回斗争、また労災職業病斗争にみられる如く多くの争議のうねりや斗争が発展している。

50年4月26日 大阪亜鉛市川  
資本は事前協議を無視し、拔打ち的に「会社更生法申請」を大阪

地方裁判所に申立てた。

戦斗的地域の労働攻勢と拠点  
支部の組織破壊を意図した「権力・ブルジョア法」による組織攻撃と合理化強行のぬらいが市

川資本によって行なったが、「労働者的生活と権利」を守る階級斗争に取りくみ、地域の広範な労働者の連帯性によつて「再建斗争」の中で大胆に経済・権利斗争を通じ一定の成果を獲得し、合せて、過酷な労働条件のもとで労災・職業病が多発し、労働者の生命と健康が阻害されている中で、労働者の意識変革を図る「労災職業病斗争」を昨年3月より構築し、安全セニタリを中心には被災者・多くの労働者と共に労基交渉を重ね、「労災認定」を斗り取つてきた。その成果は次の通りである。

## [I] 脳卒中の認定獲得

下での過酷な労働条件へ長時間労働・交替制勤務であり、精神的・肉体的苦痛によつて引きおこされた脳卒中である」と我々は判断した。  
従来脳卒中は本人の私病・痔病の扱いで処理されてきたが、全国的な労災職業病斗争の成果の中なら西労働基準監督署は我々の追及に、「長時間労働と夜勤、その他仕事の労働条件に起因するもの」として、8月30日に労災認定を行つた。

## [II] 7年前の事故の後遺症として労災を認めた者

51年10月28日の労災申請は、「公害ゼンソクと肺気腫」で長期間入院中の「井筒代」の労災認定を斗い取る労災職業病斗争であった。  
特に社会的な問題となつてゐる「四日市ゼンソク・水俣病・イタイイタイ病」にみられる如く、人が知らないうちに有毒物に体を侵され、大変な苦しみの末に生命を奪われるものであり、それが企業のタレ流しによって多くの悲惨な犠牲を生みだしました。生き権が奪われている。公害は、人間の「生物」としての生存上、そのものを否定してしまう事を明らかにしているが、困難

51年5月19日、作業中に脳卒中で倒れた「田淵升」の労災申請を行ひ、その原因は「更生法

## [III] 公害ゼンソクも労災

は諸条件の中で「企業責任」を追及しながら、一方で労基交渉を重ねた。

全国で初めてのケースとして井筒氏の「労災認定」を52年2月に勝ち取ったがこの斗争を通じて「労災職業病斗争」の重要性を新たに認識したところである。

以上が昨年以降の斗争の成果であるが、労災職業病斗争の重要な事は、自らの生命と健康は自らが守ると言う事であり、多くの被災者、広範な労働者と連帯した斗争によつてのみ成果を斗い取れるという事実が証明される。

「反合春斗」を斗うに当り、いかに労災職業病斗争がその大きな役割を果してゐるか、と事を認識し、今後の労働運動を大きく発展させるべくして組織強化を図り、斗争を継続していきたい。

(文責 村上寿一)

## お願ひ

先号でもお願ひしましたが、購読者及び会員の方、購読料、会費納入についての納入要請がお手元に届きました。是非速やかに払込み手続きをとつていただき様に重ねてお願ひします。安全センターの財政は非常に苦しく、正に火の車なのです!!

## 編集後記

労災保険法改悪との斗争を開始して二年目の春が巡つてきました。今号の「ぶつとばせ改悪労災保険法」が全て関東の斗争で埋まつたことでもわかるように、一年余の斗争の中で得た大きな成果の一つとしてスラウ仲間とのパイプが躍進的に太くなつたことが挙げられます。今後も共同斗争を重ねながらより太いものにしようと考えております。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

35号

昭和52年3月30日発行

(毎月一回30日発行 但し2月は28日)

（表紙写真は、3・9労働省交渉エッソ本社前決起集会）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋筋5-19-4